

目次

H-CV-3rd-★上告状	2
---------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書

令和2年11月4日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊（昭和36年3月9日生） 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

A 名称 利根沼田農業協同組合 所在地 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町1940番地1
代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町88番地
B 名称 東京シティ青果株式会社 所在地 〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目3番1号
代表取締役 鈴木敏行 東京都練馬区南大泉三丁目20番10号
C 名称 ぐんま県央青果株式会社 所在地 〒370-0034 群馬県高崎市下大類町1258番地
代表取締役 阿久澤吉廣 群馬県高崎市江木町985番地2
D 名称 東京青果株式会社 所在地 〒143-0001 東京都大田区東海三丁目2番1号
代表取締役 川田一光 東京都品川区旗の台六丁目22番32号

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第127号、同128号各慰謝料請求控訴事件について、令和2年10月28日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから、上告および上告受理を申し立てます。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上のとおり、各原判決はいずれも正当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながらこの判決は、後述の通り、控訴理由を合理的根拠無く無視しており、脅迫による人格権（自律権、憲法13条）侵害等を看過しており、また、判決の理由が極めて片手落

ちで、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）であるなど、不合理が甚だしく、程度問題として、不公正な判決であり、私への公然たる非人間扱いなので、人間として認められる権利（憲法13条）や裁判を受ける権利（憲法32条）や適正な手続を受ける権利（憲法13条又は31条）の侵害であり、適用違憲ないし憲法遵守義務（憲法99条）違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法312条1項）により上告理由に当ります。

同時に、被告の甚だしい信義則（民法第1条2）違反や公序良俗違反（民法90条）を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義（民訴法247条）違反が多数有り、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかな違法なので、法令の解釈に関する重要な事項（民訴法318条1）であり、上告受理申立理由に当ります。

以上のように、いずれも憲法や法令の誤解釈なので、上告と上告受理を申し立てます。

★最高裁判所が直視すべき非常事態です（組織的な司法拒絶による公序良俗の偽装）

原審は、当り前のことと認めないこと（甚だしい経験則違反）による、司法拒絶です。

したがって、最高裁判所が対処しなければ、司法拒絶が確定し、社会正義が保てません。

裁判制度の公益性や公平性を確保することも、最高裁判所の重要な職責のはずです。

ですから、規定された上告理由に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。

また本件は価格操作（差別対価）であり、社会的影響も大きい案件です。

なお、公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことと認めないことにより、私限りで社会的妥当性（公序良俗）を歪めることです。

包囲網とは、被害届2018に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的忖八分の輪（女のブラックリスト）です。

したがって、第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めます。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

原審の主な不当性は、当り前のことと認めないことによる、司法拒絶ないし事案解明責任の放棄であり、以下の理由から、裁判を受ける権利（憲法32条）や適正な手続を受ける権利（憲法13条又は31条）の侵害であり、公務員職権濫用罪（刑法193条）や犯人隠避罪（刑法103条）や脅迫罪（刑法222条）です。

1 当り前の要素を無視したこと（認定要素の看過=公序良俗の偽装）

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、などで、本件では③です。

不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

これによって、犯罪事実を否定していますから、必ず手続（告訴）妨害です。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反（民法90条）です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則（民法第1条2）違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反（職責違反）であり、

「お前を認めない」との、人格的生存（生命、自由、名誉）への無言の害意です。

2 控訴理由を無視したこと（司法拒絶）

裁判の手続目的を満たしておらず、当り前に、訴訟手続上の重大な違反です。

3 理由不備であること（民訴法 312 条 2 項六号） 前項から必然

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

第3 当裁判所の判断については、控訴審での補充主張を除き、全てが一審判決通りとのことですが、理由不備(合理的根拠無)であるという控訴理由を無視しております。

★★差別対価の蓋然性を無視したことは超経験則違反です(公序良俗の偽装)

例えば 20170717 の一箱 50 円は、

- ①実質マイナスの殺人価格であること 箱代だけで 53 円、出荷の意味無し
- ②同じ等級で 5.4 倍もの大差があること 272 円とは市場の違いだけ、極端な一物二価
- ③年々更に最安値を更新しつつある状況の説明が付かないこと

などを総合すれば、意図的な価格操作に相違有りません。

要するに、超高度の蓋然性(統計的希少性=異常値、直感的偶発性 1/100,000,000)ですから、それ自体が当り前に、極めて有力な状況証拠なのであり、それ以上の証拠など不要です。

しかし既述の通り、青果市場価格の閉鎖性(個別性)により、当該作物の価格データは被告ら市場関係者しか入手できない為、原告(一般人)には本件差別対価の蓋然性を客観的に立証することは不可能ですから、原告の立証責任ではなく、裁判所の事案解説責任です。

前例が無いほどに稀有な価格現象に故意を感じないことに正当性は有り得ません。

以下は全て、一審から再三訴えて来たことの蒸し返しです。

●●反論 特殊な状況では当然に有り得る価格である旨 判決書 3 頁下段

「需要が少ない場合や品質が悪い場合には、商品の破棄を避けるために名目的な価格で販売せざるを得ないことも当然に考えられるところである」

★一箱 50 円とは、史上最低価格を年々更新しつつある状況にあって、更にその 5.4 分の 1 という、途方もない異常値なのに、「名目的な価格」とは、いったい何事でしょうか?

★★価格データを調べようとしない欺瞞 被告への当り前の釈明をしない不審

①特殊な状況(未検証)を前提にはできません(論理則違反)。

通常の状況だったからこそ、説明が付かない価格であると、再三繰り返しています。

例年より特に需給関係が悪いわけではなく、品質も良好でした(注意指導の実績皆無)。

②差別対価の判断基準を一切示しておりません。

これでは、青果市場での差別対価など一切有り得ないと宣言しているのと同じことです。

どちらも当地産かつ同等級のズッキーニなのに、5.4 倍もの大差は、絶対に有り得ません。

●反論 等級別の価格だから私への差別とは言えない旨 判決書 4 頁上段

本件は既述の通り、I 私と II 他の二軒との価格差(当地内)と、II 他の二軒と III 公正価格との価格差(当地外)、から成る、常に二重構造の差別対価です。

◎20170717 分 I 私分 50 円ないし 100 円、II 他家分 272 円、III 公正価格は不明

◎20170718 分 I 私分 50 円、II 他家分 201 円、III 公正価格は不明

甲 14(青果販売代金精算書)は出荷者個人単位の表であり、私の出荷数量が判ります。

甲 16(青果市況明細表)は出荷所単位の表であり、ロットの落札価格が判ります。

私分が分れている場合も有りますが、ロットの数量から(足せば)私の分だと判ります。

私の分だけが常に別扱いされ、同じ等級なのに常に最も安値であることが判ります。

また、シティの通告以後、私の分は一度もシティには出されていないことも判ります。

★この判定は、以下のように①を誤認しており、更に、②を看過しています。

「甲 14 及び 16 によれば、例えば控訴人がズッキーニ AM を単価 403 円で被告農協に H290707 に販売しているが、被告農協は、同日、ズッキーニ AM を 200 円から 600 円で取引しているものであり、他の取引においても控訴人の分だけを低価格で販売していたと認めることはできない」については、論旨不明ながら善解すれば、甲 14(精算書)の 403 円を以て、それ以下の 200 円が在るから最安値ではない、という意味と思われますが、精算書の価格は実際の落札価格ではなく、甲 16(明細表)から、私の分 AM12 箱が高崎市場で 200 円(最安値)で落札されたことと、他の二軒分 AM が築地市場で 500 円ないし 600 円で落札されたことは明らかです。

このように、基本的な表の見方を錯誤したうえ、更にそれを他の日にも敷衍しております。

★★★私個人狙いではないとしても、50 円も 272 円も、いずれも当地分には相違無いので、市場の違いだけでは、この 5.4 倍もの大差(一物二価)の説明は付きませんから、50 円の方が当地への差別対価であると断定でき、それも本件不法行為です。

●反論 本件差別対価の証拠は無い旨 判決書 4 頁中段

既述の超高度の蓋然性こそ、当たり前に、極めて有力かつ充分な状況証拠です。

各被告は凄まじく信義則違反です

差別対価を否定する合理的根拠が無く、甚だしい経験則違反です。

被告らは、本件差別対価によって「お前を殺す」との私の生命への無言の害意を表示して私を脅かし、また他方で、合理的根拠無く、私の被害者性を無視し、手続を妨害したので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公序良俗違反(民法 90 条)であり、正当行為どころではなく、人格権(生命に対する個有の権利ないし自決権、憲法 13 条又は 31 条)や、被告農協への販売委託者としての私の権利利益の侵害です。

原判決は法令違反であり憲法違反です

被告の私への、信義則(民法第 1 条 2)違反、公序良俗違反(民法 90 条)、人格権の侵害、不法行為責任(民法 709, 710 条)、脅迫罪(刑法 222 条)、

一審の私への、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害、信義則違反、公序良俗違反、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反、犯人隠避罪(刑

法 103 条) と 公務員職権濫用罪(刑法 193 条) と 脅迫罪(刑法 222 条)、 等を看過しております。

一審と二審と公取と地検に共通の違法性

当り前の被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、職責(法令)違反です。既述のような甚だしい誤判断が偶然に重なることは有り得ないので明らかに故意であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(公序良俗の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗違反(民法 90 条)であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や、(裁判を受ける権利(憲法 32 条))の侵害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、(「職務を怠り」(裁判所法 49 条))であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条、地方公務員法 33 条)であり、犯人隠避罪と公務員職権濫用罪と脅迫罪です。

第 6 附屬書類 副本 7 通

以上